

令和4年9月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和4年8月26日招集

令和4年9月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第80号	宇土市長等の給料の減額に関する条例について	1
議案第81号	宇土市監査委員の選任について	2

## 議案第80号

宇土市長等の給料の減額に関する条例について

宇土市長等の給料の減額に関する条例を次のように制定する。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市長等の給料の減額に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長の給料月額の減額について定めるものとする。

(市長及び副市長の給料月額の減額)

第2条 令和4年10月1日から同年11月30日までの間における市長の給料月額及び同年10月1日から同月31日までの間における副市長の給料月額は、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第5号）第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、それぞれ同表に規定する額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料月額の減額)

第3条 令和4年10月1日から同月31日までの間における教育長の給料月額は、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成12年条例第42号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和4年11月30日限り、その効力を失う。

提案理由

令和4年10月1日から同年11月30日までの間における市長の給料の月額並びに同年10月1日から同月31日までの間における副市長及び教育長の給料の月額について減額するため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。